

湘南鎌倉医療大学シンボルマーク等の使用に関する取扱い要項

(目的)

第 1 条 この要項は、湘南鎌倉医療大学(以下「本学」という。)のシンボルマーク及びロゴタイプ(以下「シンボルマーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本学のシンボルマーク等は、湘南鎌倉医療大学シンボルマーク・ロゴタイプ運用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に定めるとおりとする。

(使用基準)

第 3 条 シンボルマーク等の使用に当たっては、使用目的が以下の要件を満たしていることとする。

- (1) 本学の建学の精神や理念等について、学内外の理解を深めるに資すること。
- (2) 本学のイメージの浸透や存在のアピールに寄与すること。
- (3) 本学が行う教育、研究、地域連携及び社会貢献活動等の推進に寄与すること。

(使用資格者)

第 4 条 シンボルマーク等を使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学
- (2) 学校法人徳洲会の役員及び評議員
- (3) 本学の教職員及び学生
- (4) 本学の教職員及び学生が構成するクラブ・サークル、湘南鎌倉医療大学同窓会(以下「関係団体等」という。)
- (5) 第 8 条に定める営利を目的とする使用契約者
- (6) その他学長が適当と認めた個人及び団体

(使用範囲)

第 5 条 シンボルマーク等は、次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- (1) 本学の学位記、賞状、各種証明書等の公式文書
- (2) 本学の正規装飾品、構内表示板、ロードサイン等の案内看板等
- (3) 名刺、封筒、レターヘッド、報告発表等に用いる資料(本学の業務で使用するものに限る。)
- (4) 本学が発行する概要、案内、募集要項、報告書等の印刷物
- (5) 本学のホームページ及び本学が提供するホームページコンテンツ、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等
- (6) 本学及び関係団体等が開催する行事等のポスター、配布物等
- (7) 本学及び関係団体等が配布する記念品等
- (8) 関係団体等の活動(ユニフォームを含む)

- (9) 第8条に定める営利を目的とする使用契約を締結したもの
- (10) その他学長がシンボルマーク等の使用について許可したもの

(使用申請)

- 第6条 第4条第1号から第3号に定める使用者にあつては、前条第1号から第9号に定める範囲の使用に限り、申請を不要とする。ただし、前条第10号に該当する場合は、総務部を経由して学長に所定の申請書(様式第1号)により申請するものとする。
- 2 第4条第4号から第6号に定める使用者にあつては、事前に総務部を経由して学長に所定の申請書(様式第2号)により申請するものとする。

(使用許可)

- 第7条 学長は、前条による申請を受けたときは、内容を確認の上、適当と認めた場合は、許可するものとする。ただし、使用目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、許可することができない。
- (1) 本学の信用又は品位が傷つけられるおそれがある場合
 - (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用する場合
 - (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
 - (4) その他学長がシンボルマーク等の使用について不相当と認めた場合
- 2 学長は、シンボルマーク等の使用を許可するに当たり、条件を付することができる。

(営利を目的とする場合の使用契約・使用料)

- 第8条 前条の規定にかかわらず、営利を目的としたシンボルマーク等の使用に関する契約(以下「使用契約」という。)においては、理事長が締結するものとする。
- 2 前項の規定により使用契約を締結したものは、使用契約に定める使用料を納付しなければならない。ただし、学長が特に認めた場合は無償とすることができる。

(使用者の遵守事項)

- 第9条 シンボルマーク等を使用する者は、品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) シンボルマーク等の形状及び色彩
 - (2) シンボルマーク等の使用に当たっての適正な管理
 - (3) その他ガイドラインに定める事項

(第三者の使用の禁止)

- 第10条 シンボルマーク等の使用許可を受けた者は、学長の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消又は使用停止)

第 11 条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シンボルマーク等の使用の停止、使用許可の取消し及び使用物件の回収等の必要な措置を取ることができる。

- (1) 本学の信用又は品位が傷つけられ、若しくは傷つけられるおそれがあるとき。
- (2) 申請の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (3) その他この要項及びガイドラインに定める事項に違反したとき。

2 前項の措置により、損害が生じることがあっても、本学はその責を負わない。

(許可を受けずに使用したときの措置)

第 12 条 学長は、必要なシンボルマーク等の使用許可を受けずに使用しているもの又は使用しようとしているものに対し、その使用の停止を求め、使用物件の回収等の措置を取ることができる。

2 前項の措置により、損害が生じることがあっても、本学はその責を負わない。

(事務)

第 13 条 この要項に関する事務は、総務部が行う。

(要項の改廃)

第 14 条 この要項の改廃は、理事長が行う。

附 則

この要項は、令和 3 年 10 月 20 日から施行する。

様式1

年 月 日

湘南鎌倉医療大学 学長 殿

(申請者)

所 属	
学籍番号 (学生のみ記入)	
住 所 (学生のみ記入)	
連絡先電話番号	(内線)
氏 名	印

湘南鎌倉医療大学シンボルマーク等 使用申請書

下記のとおり、湘南鎌倉医療大学(以下「大学」という。)のシンボルマーク又はロゴタイプ(以下「シンボルマーク等」という。)を使用したいので、許可願います。

なお、湘南鎌倉医療大学シンボルマーク・ロゴタイプ運用ガイドラインを遵守し、使用に当たり、大学のイメージを損なうと大学が判断した場合に学長が行うロゴマーク等の使用の許可の取消し及び使用の停止に速やかに従い、使用物件の回収等の必要な措置を講じることを約束します。また、この措置により損害等が生じたとしても、訴訟等は一切いたしません。

記

使用を申請するロゴマーク等	<input type="checkbox"/> シンボルマーク <input type="checkbox"/> ロゴタイプ <input type="checkbox"/> その他 ()
使用図案	別添のとおり (具体的にデザインや色、寸法等を付したイメージ図等を添付のこと)
使用目的	
使用範囲	
使用方法	
使用期間・場所等	
作成・製作部数	
販売価格・販売場所 (販売する場合のみ記入)	
備考	

※使用方法等については、確認のため、連絡を入れさせていただくことがあります。

